令和4年度第4回富山地方最低賃金審議会

会議次第

令和4年8月23日(火)富山労働総合庁舎大会議室

議事

- 1 富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について
- 2 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 3 特定最低賃金の金額の改正決定について(諮問)
- 4 特定最低賃金審議運営事項について
- 5 その他

資 料

- No.1 富山地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書(写)
- No.2 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(報告)(写)
- No.3 特定最低賃金審議運営事項(案)
- No. 4 参考人意見表明書(様式)
- No.5 特定最低賃金専門部会運営規程(案)

富山県労働局長 吉岡 勝利 様

2022 年度富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出



富山地方最低賃金審議会は8月5日、2022年度の富山地方最低賃金について、中央最低賃金審議会の答申した、引き上げ額31円という目安通りの908円の答申を富山労働局長に対して行いました。私たちは、このことに異議を申し立てます。

4 半世紀もの間、日本の賃金は先進国の中で唯一下がり続け、これにともなって、需要の低迷と日本経済の劣化が進んでいると指摘されています。財界からは「まず最低賃金をすべての都道府県で1,000円以上とし、数年後には1,500円まで引き上げることも視野に進めるべき」といった提言も出されていました。また、私たちの上部団体である全労連と地方組織は、全国27の都道府県で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1,500円)以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金の引き上げは、経済を好循環と、すべての労働者の人間らしい生活を保障するために不可欠です。

しかるに、中央最低賃金審議会が8月2日に示した目安は、AB ランク「31 円」、CD ランク「30 円」、加重 平均で961 円(3.3%)でした。審議で示された賃金上昇率は、A ランクで 1.4%、B で 1.3%、C で 1.6%、D で 1.9%と最低賃金が低い地域ほど高く、さらに物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差が広がる目安額は、時代の要請に応えるものとはなっていません。中賃は、最低賃金決定の 3 要素のうち「今年度は、特に労働者の生計費を重視した目安額とした」としていますが、生活必需品の物価上昇率 4%を考慮しても、不十分な答申です。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは 10 月から 12 ユーロ(約 1,576 円)、イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド(約 1,473 円)、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ(約 1,425 円)などとなっています(いずれも 21 年平均為替レート)。

現時点で示されている 45 都道府県の各地方審議会の答申では、目安への上積みが昨年の 7 県から 20 道県に拡大しています。その額は 1 円から 3 円とわずかな額ですが、上積み自体が現行制度内では金額以上に大きな意味をもっており、格差の拡大と貧困の拡大にNOを突き付けています。とりわけ、Dランクの地方では答申された 16 県中 15 県で上積みがはかられています。こうした中で、富山より最賃額の高い 3 県で上積みがなされたものの、富山で上積みがなされなかったことは、中賃の不十分な目安を容認したものとして大変残念です。

私たち県労連はこの間、6394 筆(本日提出分含む)の「富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請」署名を提出するとともに、全労連東海北陸協議会としての申し入れや記者会見、意見書提出を行ってきました。また、昨年の答申以降 8 市町村議会において①大幅引き上げ、②地方間格差の是正、③中小企業支援を求める意見書が採択され政府等に送付されています。

富山地方審議会におかれましては、以上の趣旨にご理解を賜り、下記のことを再検討されるよう要請します。

記

1 富山地方最低賃金額を1円でも引き上げること。





富山労働局長 吉岡 勝利

富山県高等学校教 執行委員長 中

「富山県最低賃金の改正決定について(答申)」に対する異議申出

富山県の労働者の雇用や賃金・労働条件の維持向上に向けてご尽力いただいていることに敬意 を表します。

さて、富山地方最低賃金審議会は今月5日、富山県の地域別最低賃金を31円引上げ、「1時間 908円」とすることを答申しました。この答申に対する異議及び理由を下記のとおり申し述べま す。

記

[異議]

答申の 31 円引上げは、中央最賃審議会の目安どおりであり、使用者側委員の強い懸念の中で この結論に達した審議会の努力は一定評価します。しかしながら「1時間908円」の最低賃金で は、コロナ禍と物価高騰でいのちと暮らしを脅かされ続けている非正規労働者の「健康で文化的 な最低限度の生活」は保障されず、国際的に低水準の日本の労働者全体の賃金底上げにも不十分 です。また、拡大し続けてきた地域間格差を是正するものでもありません。「1時間 1,000 円以 上」への引上げ、「全国一律 1,500 円以上」を展望した改善を求めます。

[理由]

- 1 コロナ禍によりさらに拡大した「貧困と格差」に加え、ウクライナでの戦争による世界経済 の分断と異常な円安による物価高騰で、とりわけ従前から低賃金を強いられてきた非正規労働 者の生活困難はますます深刻化しています。また、日本の労働者全体の賃金が国際的にも低水 準で、OECD35 カ国中 22 位と平均より年収で 100 万円超、1 位の米国とは 339 万円もの差 が付いてしまっていることへの社会全体の問題意識に応えるものではありません。冷え込み続 ける個人消費を回復させ、日本経済に力強さを取り戻すためにも労働者全体の大幅賃金底上げ が求められています。「1時間908円」ではフルタイムで働いても月額は約15万円、そこか ら税と社会保険料が控除されれば、到底「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものと は言えません。少子化対策としても、低賃金に喘ぐ若者たちが安心して働き将来設計を描ける 生活を営むための条件が必要です。「時給 1,500 円」を展望して「1,000 円以上」に緊急に引 き上げることが、コロナ禍の下での労働者の健康と生活を救い、コロナ後の新しい経済社会を 形成する第一歩です。
- 2 日本弁護士連合会や全国知事会の意見、そして富山県議会や県内自治体議会が採択した意見 書など、地域間格差の是正には地域別最低賃金の格差縮小・全国一律制が求められます。実際 に今年の目安額は、A・B ランク 31 円、C・D ランク 30 円とさらに格差を拡大するものでし たが、D ランクの 16 県はすべて上乗せして引上げています。答申の「908円」では、全国平 **– ちゅう ちゅう 内 、 最 高 の 東京 と の 差 164 円 の まま で あ り 、 地 域 間 格 差 を 是 正 し て 地 方 を 豊 か に** 「再生」させるためにも、「全国一律」に向けた流れを地方から作っていくことが必要です。

以上

8, 22

富山労働局長 吉岡 勝利 殿



富山地方最低賃金審議会に関する異議申立書

地域別最低賃金引き上げの審議が、各地方最賃審議会ですすんでいます。17 日までに、地域別最低賃金引き上げの審議が、各地方最賃審議会ですすんでいます。20 道県が中央最賃審議会の目安額に 1~3 円上積みし、地域間格差を1 円拡大から2 円縮小に逆転する見込みです。地方審議会での目安額への上積みが昨年の7 県から20 道県に拡大は、岸田政権による格差と貧困拡大の押し付けにノーを突きつけました。全国をランク分けして地域間格差を拡大する地域別最賃制度も、地方からノーを突きつけられています。現行最賃では、労働者が普通に生活できる賃金を得られないことも浮き彫りとなっています。

富山地方最低賃金審議委員会は8月5日、中央最低賃金審議会がBランク地域に示した目安額通り、富山県の地域最低賃金を31円引き上げて時間額908円とするよう富山労働局長に答申されましたが、引き上げ率3.3%は、生活必需品の4%以上の物価高騰に追いつかないと批判の声があがっています。

四半世紀の賃金停滞、先進国で最低水準に落ち込んだ賃金、非正規雇用の増加と極端な格差は、「賃金の底上げ」が不可欠であることを示しています。さらにこの2年間、新型コロナ感染拡大に直面して、経済活動が停止し、その犠牲は非正規・低賃金層に襲いかかっています。諸外国ではコロナ禍だかからこそ最賃引き上げをおこなっています。アベノミクス減税で過度にたまった大企業の内部留保に課税し、最賃引き上げとセットの中小企業支援の財源とするよう求めます。

今回の答申では、地域間格差は埋まらず、格差解消へ全国一律制度の導入を求めます。「貧困と格差」の是正は、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することにあります。そのためには、少なくとも時給 1500 円に引き上げ、労働者の生活改善と景気回復につながるよう審議会に要請し最低賃金法第 11 条に基づき異議申し立ていたします。

以上 一4. 8. 22



2022年度富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、富山地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を31円引き上げ、908円と改正する 旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の 規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりませんでした。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の富山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

- 1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば 人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 24 万円 (時給 1500 円) 以上必要であることを明ら かにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
- 2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は 164 円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が 8~9 万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
- 3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを 求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額 1500 円は必要です。一度 に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。 これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

- 4. 8. 22

以上

公 開

富最賃特小第2号 令和4年8月5日

富山地方最低賃金審議会 会 長 長 尾 治 明 殿

富 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 特別小委員会委員長 長尾 治明

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(報告)

最低賃金法第15条の規定に基づき、令和4年度における改正決定の申出があった下記 1の特定最低賃金の取扱いについて、本小委員会は、慎重に審議した結果、公労使三者 の全会一致により、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本小委員会での審議に当たった委員は、下記2のとおりである。

記

- 1 改正決定の申出があった特定最低賃金
- (1) 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- (2) 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (3) 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

2 審議に当たった委員

公益代表委員	◎長尾治明	〇 柳 原 佐智子	両 角 良 子
労働者代表委員	中野時夫	森川幸夫	石 垣 敦 浩
使用者代表委員	寺 山 収	江 下 修	八田正人

◎は委員長、○は委員長代理を示す。

特定最低賃金審議運営事項

令和4年8月○○日 富山地方最低賃金審議会

令和4年度における特定最低賃金の決定、改正決定又は廃止決定の審議については、 下記のとおり行うものとする。

記

(専門部会の構成、運営)

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、特定最低賃金の決定又は改正決定に係る専門部会(以下「専門部会」という。)の構成及び運営は次のとおりとする。
 - (1) 専門部会の委員は、公労使それぞれ3人とする。 なお、労使各側委員にあっては、各3人のうち原則として少なくとも各2人は、 本審議対象業種に直接関係する労働者又は使用者(団体の場合は、その構成員の 相当数が当該業種に関係するものの役員等であること)とする。
 - (2) 専門部会の審議回数は、3回を目安とする。
 - (3) 専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - (4) 専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

(参考人からの意見聴取等)

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - (1)参考人は、労使それぞれ5人以内とする。
 - (2) 参考人は、すべて意見書を提出するものとする。 なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うこと ができるものとする。
 - (3) 専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(最低賃金審議会令第6条第5項の適用)

- 3 (1) 特定最低賃金の決定に係る審議の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規 定は適用しない。
 - (2) 特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合は、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

(諸手当の取扱い)

4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金には算入しないものとする。

(緊急やむを得ない場合の運用)

5 富山地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむ を得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(廃止決定に係る調査審議)

6 廃止決定に係る専門部会は設置せず、富山地方最低賃金審議会(本審)において調査審議を行うものとする。

(参 考)

関係法令

最低賃金法第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金 を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった 部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。
- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第25条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第6条

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

参考人意見表明書

(労働者側・使用者側)

氏 名	組合・団体・事業所名	役 職 名	意見	表明業種			
1 あなたの事業所について記入してください。							
(所属する事業所がないときは、業界又は地域について記入してください。)							
a. 記載団体•事業	a. 記載団体·事業所名						
b. 事業所の規模人(パート含む) c. 企業の規模人 (パート含む)							
(1) ① 1ヶ月(本年6)	月分)の所定労働日数						
② 平日の1日の原	听定労働時間	時間	<u>分</u>				
(2) 賃金等の平均額((最低賃金の算定等に含めない精	皆勤·家族·通勤·時	間外等の手当	角及び賞与は除く。)			
本年6月分の	1人当たり賃金額		勘続年数	<u>年</u>)			
(3) 今春の定期昇給込みの賃金引き上げ(引き下げ)状況							
① 平均引き上	げ(引き下げ)額	円					
② 平均引き上	げ(引き下げ)率	<u>%</u>					
③ 実施月	月から						
④ 引き上げ(引	き下げ)額の最高額		9算)				
⑤ 引き上げ(引	き下げ)額の最低額		奐算)				
(4) 今春の新規学卒	者の初任給						
① 大学卒 _	<u>円</u> ② 高校卒	円	③ 中学卒	<u>円</u>			
(5) 労働協約、その他	(5) 労働協約、その他労使の取り決めた最低賃金						
	← ※ その金額等の内容を簡	潔に記入してください					
イ. 有 ⇒							
口. 無				J			
(6) 常用労働者(パート労働者を除く)の低賃金層の実態(該当項目に記入又は〇印を付してください。)							
① 給与形態	(イ. 日 額	円、口. 時間	額	円)			
② その人の	a. 性 別 (イ. 男、 ロ	. 女) b. 年	龄	歳			
	c. 技能習得中で(イ. ある、 ロ	ı.ない) d.勤i	続年数	年			
	e. 職 種 ()				
 	オトナノジャ い						
※ 次ページも記え	入してください。						

(7)	パート労働者の雇用状況					
	① パート労働者数	<u>人</u> (1のbの内数)				
	② 主な仕事の内容 〔)		
	③ 賃金額は時間額の最高で1時間		最低で1時間	円		
2	自社又は業界における経営の状況に	ついて、現状及び今	後の見通し等を記え	入してください。		
3 同業他社あるいは同地域における労働条件、賃金実態、その他消費者物価、家計収入などにつ						
	て参考になることがあれば記載してくだ	Ċ ('°				
4	最低賃金改正に関する要望、意見等な	があれば記載してくだ	さい。			

特定最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営に 関し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令 第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、 富山労働局長又は3人以上の専門部会委員(以下「委員」という。)から開催の要請が あったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、 付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなけれ ばならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なく とも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長 に通知するものとする。

(委員の欠席)

- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。 次項においても同じ)を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条 第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含める ものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知連報しなければならないするものとする。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に 適当な方法で通知しなければならないするものとする。

(会議の議事運営)

- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見 を聴取するものとする。

(参考人の意見の聴取等)

- 第5条 専門部会は、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴こうとすると きには、その議決によるものとし、かつその内容をあらかじめ各関係者に通知するも のとする。
- 2 専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(会議の公開)

- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第6条 会議の議事については、議事録を公開するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第76条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申し出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第92条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める行う。

(規程の改廃)

第10-8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和4年○月○○日から施行する。